

別表（第2条）

リフォーム工事

区分	工事内容
増（減）築	住宅の床面積を増加（減少）させる工事
修繕及び模様替え	内外装工事
	外構工事（ブロック塀、石塀及びバリアフリー対応工事）
	断熱・防音工事（屋根、天井、壁、床、窓・ガラスの交換）
	給排水・給湯・ガスの設備工事
	電気設備工事
	耐震シェルター設置工事
	家具転倒防止金具（器具）取付工事
	バリアフリー対応工事
	その他市長が認める工事

備考 機器・器具の設置又は交換の経費は、補助対象経費とはならないものとする。